



【趣旨・目的】

■地域で生産された農産物をその地域で消費することにより、生産者と消費者を結びつける「**地産地消**」の取組を実施する者に対する支援を行うことで、農林水産業による地域の活性化を目指す。

【交付対象者】

・市内に住所を有する者で、下記のいずれかに該当する者。

- (1) 市内の直売所、販売所、給食センター等に**出荷・販売**している者
- (2) 道の駅つる生産者組合員
- (3) 新規就農者のうち、上記に該当する者

【対象事業】

- 1 「**直売事業**」・補助額（対象経費の1/2以内で**上限5万円**）
→ 対象経費：生産資機材・供給資材・宣伝資材等
→ 申請者1人につき年度1回で**通算3回**まで受給可能
- 2 「**端境期品揃対策事業**」・補助額（対象経費の1/2以内で**上限20万円**）
→ 対象経費：端境期出荷に必要な資材（ハウス・暖房・育苗マット）
- 3 「**生産規模拡大事業**」・補助額（対象経費の1/2以内で**拡大面積1aにつき1万円**）
→ 対象経費：営農に必要な資機材（トラクター・管理機・農器具庫等）
→ **規模拡大の都度申請することが可能**

≪ 補助金交付までの流れ ≫

- ①**交付申請**（様式1号・見積書）
- ②交付決定
- ③**事業実施**（決定後に購入）
- ④**実績報告**（様式4号・領収書・写真）
- ⑤交付額決定
- ⑥**請求書**（様式6号・振込希望口座）
- ⑦補助金支払

